**入会・退会・除名及び会員の責務等に関する規程**

**（目的)**

**第１条　この規程は、一般社団法人山口県警備業協会（以下「協会」という。）定款（以下**

**「定款」という。）第６条、第９条及び第１０条の規定に基づく、入会、退会、除名等の手続き及び会員の責務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。**

**（入会資格)**

**第２条　正会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者であるこ　とを要する。**

**⑴　公安委員会の認定を受けた警備業者で、山口県内で営業する個人または法人であるこ**

**と**

**⑵　警備業法等関係法令並びに協会の定款及び諸規程を遵守できる者であること**

**⑶　会員の責務等に関する誓約書を提出できる者であること**

**⑷　社会保険及び労災保険に加入している者であること**

**⑸ 原則、創業から1年以上の事業実績がある者であること**

**(会員の責務)**

**第３条 会員は、定款第３条の目的を達成するため、信義誠実の原則に則り、会員の責務と**

**して次の事項を遵守し実践するものとする。**

**⑴　警備業法及び関係法令を遵守し、本協会の定款並びに次条に定める基本理念及び行動**

**指針を充分理解し、これを尊重し、具体的に実践すること。**

**⑵　警備業の公共性を深く認識し、公正な競争原理を遵守する明確な意思を持ち、これを**

**実践すること。**

**⑶　暴力団等反社会的勢力集団等から不当な要求等があった場合は、速やかに警察当局に**

**連絡し、適正な指導と支援を要請するとともに捜査等には積極的に協力すること。**

**⑷　警備業の健全な発展を推進するため、本協会の運営及び事業活動に関して積極的に協**

**力し、会員の自覚と責任においてこれを全うすること。**

**（協会の基本理念及び行動指針)**

**第４条　本協会の基本理念及び行動指針は、次のとおりとする。**

**⑴　基本理念**

**協会員は、安全産業としての社会的責務を認識し、顧客や県民のニーズと信頼に応え**

**る警備業務の提供に務め、もって地域社会の安全に貢献する警備業界を構築する。**

**⑵　行動指針**

**ア　会員であることの誇りと自覚**

**協会員は、警備業者としてのポリシーのもと、一般社団法人山口県警備業協会の会**

**員であることを誇りとし、その基本理念に基づき、組織の一員であることを自覚し行**

**動する。**

**イ　会員の実践と自助努力**

**協会員は、社会環境の変化に伴う多種多様なニーズに応えるため、常に業務の創造**

**と開発に務め、信頼される警備業界を構築するオピニオンリーダーたるべく、その実**

**践に各自不断の努力を誓う。**

**ウ　警備員の資質の向上**

**協会員は、安全の確保を使命とする警備員の資質向上の重要性に鑑み、誇りと使命**

**感、専門的知識と技能を有する警備員を育成するため、教育研鑽事業を積極的に推進**

**する。**

**エ　適正業務、雇用環境の保持と経営努力**

**協会員は、適正かつ良質な警備業務の提供に努めるとともに、労働雇用環境の整備**

**等従業員の福祉の増進及び品質管理を基本とする経営努力を進める。**

**オ　警備業の健全な発展と社会的貢献**

**協会員は、変革し続ける環境の中で安全と安心を提供する産業として、顧客をはじ**

**め関係機関等との連携を図り、警備業の健全な発展という明確な目的に向かい、総力**

**を挙げてこれに取り組む。**

**（入会手続き）**

**第５条　正会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第１号）に必要事項を**

**記載し、次の各号に掲げる書類を添付し、会長（事務局）に提出し、総務委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。**

**⑴　会社経歴書**

**⑵ 会社代表者の経歴書**

**⑶　標識の写し**

**⑷ 営業所設置等届出書の写し**

**⑸　第２条第１項第３号に規定する誓約書（別記様式第２号）**

**⑹ 第２条第１項第４号に規定する社会保険及び労災保険加入を証する公的書類の写し**

**⑺　本協会の会員２人以上の者（うち１人は地区担当理事）の入会推薦書（別記様式第３**

**号）**

**（入会の承認）**

**第６条　前条による入会申込みを受けた場合は、総務委員会及び理事会は遅滞なく入会の可否を決定するため、必要に応じて次の手続きをとるものとする。**

**⑴　総務委員会に、原則として入会申込業者の代表者またはこれに代わるべき役員の出席を求め、前条第１項各号の提出書類の記載事項に誤りがないか確認を行なうことができる。**

**⑵　総務委員会は、次条「入会拒否」に該当する事項の有無等について、審査し、その結果を理事会に報告する。**

**⑶　理事会において入会の可否を決定する場合は、出席理事の３分の２以上の同意をもっ**

**て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。**

**⑷　理事会において入会が承認された場合においては、会長は速やかに当該入会申込者に**

**入会を承認する旨を通知し、入会金及び会費の納入を受ける。**

**（入会の拒否)**

**第７条　協会は、正会員になろうとする者が、次の各号の１に該当する場合は、入会を拒否**

**または延期することができる。**

**⑴　第２条第１項各号に定める入会資格に明らかに抵触する欠格事由が認められる場合**

**⑵　第５条第１項各号に関わる提出書類に明らかに虚偽の記載が認められる場合**

**⑶　暴力団等反社会的勢力集団等の構成員と親交があり、または資金援助を受けるなど、**

**その影響により警備業経営を行い若しくは適正な警備業務の実施に支障を及ぼすことが**

**明らかであると認められる場合**

**（退会手続）**

**第８条　会員は、退会しようとするときは、退会届出書（別記様式第４号）を会長に提出す**

**るものとする。**

**２　会員が死亡しまたは解散したときは、特別な申し出がない限り退会したものとする。**

**３　会長は、会員が正当な理由がなく６か月以上会費を納入しないときは、退会したものと**

**みなし、各種情報、資料の提供を停止することができる。**

**(退会勧告)**

**第９条　会長は、会員の申出等により次条の除名事由に該当すると認められる場合は、総務　委員会の審査を経て、理事会の承認を得た上で当該会員に対し退会を勧告することができる。**

**(除名手続)**

**第10条 会員が次の各号の１に該当することが明らかになった場合は、定款第１０条に定め**

**る行為とみなし、総会において総会員の３分の２以上の同意により、これを除名すること**

**ができる。ただし、この場合は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。**

**⑴　警備業法第８条の規定により、当該公安委員会から警備業の認定の取消処分を受けた**

**者**

**⑵　警備業法第４９条第２項各号の規定により、当該公安委員会から営業の廃止命令を受　　　　　　　けた者**

**⑶　協会の運営に関して、意図的にこれを妨害したことが明らかであると認められる者**

**⑷　暴力団等反社会的勢力集団等の威力を示し、または影響力を行使し若しくはその支援**

**を受け、適正な警備業務を妨害する行為が、明らかであると認められる者**

**⑸　協会及び会員に対し、誹膀中傷あるいは虚報等を流布するなど、協会若しくは会員の**

**名誉、信用等を著しく毀損したことが明らかであると認められる者**

**⑹　その他、本会の名誉を傷つけ、または本会設立の趣旨に反する行為があったと認めら**

**れる者**

**(除名会員の再入会)**

**第11条 前条の規定により除名された者が再び入会をする場合は、次の要件に適合する場合**

**に限り入会を承認することができる。**

**⑴　除名された日から起算して、５年以上経過していること。**

**⑵　第２条の要件を満たし、かつ、第７条の入会拒否事由に該当しないこと。**

**⑶　除名された事由が実質的、かつ、完全に除去されていることが確認できること。**

**附 則**

**この規程は、平成１３年１月１０日から施行する。**

**附 則**

**この規程の一部を改正し、平成２５年４月１日から施行する。**

**附 則**

**この規程の一部を改正し、令和２年１月２３日から施行する。**

**附 則**

**この規程の一部を改正し、令和５年３月２３日から施行する。**

**附 則**

**この規程の一部を改正し、令和７年１月６日から施行する。**

別記様式第１号

令和　　年　　月　　日

　　一般社団法人山口県警備業協会 会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

入 会 申 込 書

貴協会に入会したく、下記のとおり申し込みますので承認願います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 社　　　　　　名 |  |
| ２ 所在地 |  |
| ３ 代表者氏名 |  |
| ４ 指導教育者氏名 |  |
| ５ 創業年月日 | 年　　月　　日 |
| ６ 認定年月日 | 第１回認定年月日　　　年　　月　　日（　　　　公安委員会） |
| ７ 事業目的 |  |
| ８ 資本 |  |
| ９ 警備員数 | （常用）　男性　　　　人　　　　　女性　　　　人 |
| （臨時）　男性　　　　人　　　　　女性　　　　人 |
| 10 労働保険加入番号 |  |
| 11 健康保険加入番号 | 事業所の番号 |
| 事業所の記号 |

別記様式第２号

誓 　約 　書

**私は、貴協会に入会を希望するにあたり、以下の事項について、企業を代表し、固く誓約致します。また、これに反する事実が明らかになった場合は、退会勧告に従うほか貴協会の定款に基づく処分を受けようとも異論のないことを併せて誓約いたします。**

**１　警備業法はもとより警備業に関する各法令を遵守します。**

**２　貴協会の定める定款、基本理念並びにその行動指針と会員の責務を充分理解**

**し、これを尊重し、具体的に実践します。**

**３　警備業の公共性を深く認識し、組織の一員としての自覚と責任ある行動をし**

**ます。**

**４　適正かつ良質な警備業務の提供を保障するため、労働雇用環境の整備に努め、**

**品質管理を基本とする経営努力を進めます。**

**５　暴力団等反社会的勢力集団と関係を持ち、その影響を受ける行為はいたしま**

**せん。**

**６　警備業の健全な発展と社会的責務を完遂するべく、貴協会の運営と事業活動**

**に積極的に参加・協力し、これを推進します。**

**令和　　年　　月　　日**

**一般社団法人山□県警備業協会会長　殿**

**会 社 名** ㊞

**代表者名** ㊞

別記様式第３号

令和　　年　　月　　日

　　一般社団法人山口県警備業協会会長　殿

　　　　　　　　　　会　　社　　名

　　　　　　　　　　代　　表　　者

　　　　　　　　　　所　　在　　地

　　　　　　　　　　設立年月日

　　　　　　　　　　警備業認定番号

　上記の者、このたび、一般社団法人山口県警備業協会に入会を希望するにあたり、入会資格は充分と認め、以下会員の連名をもって、ここに推薦致します。

　　　　　　　　　　　　推薦人　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 ㊞

　　　　　　　　　　　　推薦人　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 ㊞

別記様式第４号

令和　　年　　月　　日

　　一般社団法人山□県警備業協会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX番号

下記により、貴協会から退会させていただきたいので、お届けいたします。

記

１　退会の理由

２　退会年月日

３　その他